

第1回横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者選定評価委員会議事録

1	日時	令和3年10月21日(木) 13:30から16:50まで
2	開催場所	横浜市役所12階 S03会議室
3	出席者	選定評価委員: 阪東委員長、佐藤委員、村田委員、長倉委員、鈴木委員 (5人) 事務局: 遠藤援護対策担当課長、齋藤担当係長、青木職員(3人)
4	欠席者	なし(0人)
5	議題	選定評価委員会委員長の選出、評価基準の決定、会議の公開・非公開
6	開催形態	公開
7	決定事項	阪東委員を本委員会の委員長とする。 第一回委員会については公開とし、第二回第三回委員会については非公開とする。
8	議事	<p>1 事務局からの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員5名全員が出席しており、半数以上が出席しているため委員会が成立すること ・委員紹介、事務局紹介 ・指定管理者制度の概要について ・指定管理者第三者評価制度について <p>2 議事</p> <p>(1) 選定評価委員長の選出 学識経験者である阪東委員を委員長として選出した。</p> <p>(2) 評価基準の検討 事務局から施設の概要、評価決定までのスケジュール、資料の構成、評価基準案について説明後、討論、質疑応答を行った。主なものは以下のとおり。</p> <p><施設について> (委員) 施設にはことぶき協働スペースが入っているが、今回の評価には含めないのか。 (事務局) ことぶき協働スペースは本施設の指定管理とは別で委託しているものなので、今回の評価には含めない。</p> <p>(委員) 選定の際に複数団体の応募はあったのか。 (事務局) 現在の指定管理者のみの応募であった。</p> <p>(委員) 指定管理にあたって、団体と市との間で協定を結んでいるのか。また、協定の中身や成果指標のようなものがあれば確認したい。 (事務局) 協定を結んでいる。協定書についてはお見せする。成果指標につ</p>

いては、本団体は横浜市の外郭団体であり、市との間に協約を結んでいる。そちらにセンター運営についての具体的な成果指標が載っているので、お見せする。

(委員) センターが出来上がってから、市の直営の期間はないのか。
(事務局) ない。

(委員) 指定管理者を選ぶときに独自のアピールポイントが応募者のほうからあったのか。

(事務局) 当団体は以前より寿地区に根差して活動しており、地域について熟知しているというのが最大のアピールポイントであった。

(委員) 指定管理者選定の際の基準とはちがうのか。

(事務局) 前は指定管理者の評価の視点、今回は実際の運営の評価の視点で案を作成している。選定の際に示した業務の基準などを踏まえて運営を行っているか、などの視点も入っている。また、同一地区内にある生活館の評価の際の基準なども参考にしている。

(委員) 指定管理者選定の際の応募資料を確認したい。応募資料での提案を実行できているかを確認したい。

(事務局) お見せする。

<評価領域1 施設目的の理解>

・評価基準1－(1) 施設の目的や基本方針

(委員) 基本方針というのは選定の時に打ち出されているものではないのか。また、職員が方針に基づいて運営に携わっているか、客観的な判断の指針が難しい。

(事務局) 市の方針としてはセンター条例の目的などで示している。それを踏まえての団体独自のものがあるか、その点を団体の自己評価で示してもらおう。

(委員) 理念の理解の判断は難しいが、他施設では、パンフレットや掲示物、職員へのヒアリングなどで確認を行っている。

・評価基準1－(2) 地域の理解

(委員) 資料に参考として、寿町についての説明が載っている。その中に「労働者のまち」から「福祉ニーズの高いまち」へ、という言葉が載っている。これはここ20年よく言われていることだが、労働者のまちという言葉が一人歩きしていくなかで、女性と子供の問題はなおざりにされてきたということがあった。また福祉ニーズの高いまちと言われている中で、寿町に実際にいる人は「生活者」でもある。この「生活者のまち」でもあることが抜け落ちていることが多い。

また、寿町は流入人口で支えられている町でもあることから、寿町の問題というのは社会の問題が顕在化したものでもあると言える。

寿町の歴史を職員は肌で感じていると思うので、そのような記録に残らないものをどう評価するかは難しい。

(委員) 予算や人手が限られるなかではあるが、地域の声や歴史を、団体が社会に発信していくことも重要である。

(委員) 女性や子供、生活者の視点など見落としがちな点もきちんと入っているかを見ていく必要がある。

・評価基準1－(3) 利用者の意見の反映

(委員) これまでも、寿町ではある一人の言葉で何かが始まるということが多々あった。利用者の意見に組織として敏感になり、肉声を大事にする必要がある。それを記載した方が良い。

(委員) 声を出しにくい人の意見をくみ取れる仕組みを作れているかもポイントになる。

・評価基準1－(4) 利用者の苦情への対応

(委員) 苦情対応については、協定に定められたものが実践できているかも見る必要がある。

<評価領域2 職員の勤務体制・勤務状況の把握>

・評価基準2－(1) 職員の勤務体制・勤務状況の把握

(委員) 必要最低限の職員というのは市の方で指定しているのか。

(事務局) 参考として載せている通り、業務の基準ということで、募集の段階で市の方で指定している。

(委員) 非常勤の換算については定めがあるのか。

(事務局) ない。

(委員) 評価は現時点の評価を行うのか、それとも指定管理期間全体を評価するのか。

(事務局) 指定管理者のこれまでの運営を評価し、指定管理期間後半の運営に役立てていくという意味もあるので、指定管理開始時から現時点を通して評価する。

(委員) 指定管理者は指定管理である限り、期間中同じ状態で運営を維持していく必要があるのか、継続できているかを見る必要がある。

(委員) 職員のやりがい向上やメンタルケアなど、職員を守る制度の評価も重要である。そのような視点も含めるのが良い。

・評価基準2－(3) 利用者への対応

(委員) 制服はあるのか。

(事務局) ない。

(委員) 利用者に対して不快感を与えない対応の評価はどのように行うのが良いのか。

(委員) 他施設では、ミーティングで共有してフィードバックを行っている。そういった視点でみることもできる。

(委員) 対応のマニュアルがあるか、OJTの中で学んでいるかなどで見ることもできる。

(委員) 高齢者や障がい者などで、個別の対応が必要な方がいた場合、対応がしっかりとできているかも見る必要がある。

<評価領域3 事業運営>

(委員) 地域・交流活動事業、医療・健康管理事業、健康コーディネーター事業に常勤職員配置がされていることから、この分類で事業ごとに利用実績・事業改善、広報・利用促進を評価してはどうか。

・評価基準 3 - (2) 広報・利用促進
(委員) 案 2 の【評価の視点・ポイント】の欄にも寿地区に関しての情報発信という視点を入れると良い。

・評価基準 3 - (3) 地域連携
(委員) 職員が地域に出て行って活動している場面が多いと感じており、地域の問題情報を感じ取る活動をしているので、そういうことを評価できる項目を入れてはどうか。
(委員) 地域ケア会議や地域福祉計画地区別計画推進会議に参加しており、施設利用だけでなく、地域への参加・協力している状況の評価できると良い。

・評価基準 3 - (4) 受付案内体制
(委員) 受付案内体制は、利用者の対応に含めても良い。

(委員) 受付はセンター 1 カ所かまたは事業ごとにあるのか。
(事務局) 総合案内ではなく各事業に受付がある。

(委員) 情報提供窓口としての機能も受付窓口体制にはあると思うので、地域情報等を含めた案内を行っていることも対象としてはどうか。

(委員) 電話での問い合わせも受付案内の一部と考えられるので、電話案内も評価視点となるのではないか。

(事務局) いただいたご意見を基に評価領域 3 について再度検討する。

<評価領域 4 施設の維持・管理>

・評価基準 4 - (2) 施設の利用許可
(委員) 目的外使用での有料利用の実績はあるか。
(事務局) 有料利用の実績はない。

・評価基準 4 - (3) 事故防止体制・緊急時対応
(委員) 事故発生後に第三者委員会や検証委員会が設置されるのか。
(事務局) 第三者委員会や検証委員会の設置がなされたことは今までないが、事故等発生時は所管課と共有をしている。

・評価基準 4 - (4) 防災に対する取組
(委員) センターから避難する際の避難場所はどこか。
(事務局) 神奈川労働プラザ (エルプラザ) が近隣の避難場所に指定されている。
(委員) 近隣の方が避難して来る場所となっているのか。
(事務局) 避難場所とはなっていないが、防災用のトイレが設置されている。また、防災備蓄倉庫が設置されている。
(委員) どこに避難をしていいかわからない方が来た場合は。
(事務局) 公の施設としての対応を行うこととなる。

<評価領域 5 経営管理>

(委員) 法人のガバナンス (= 方針の策定等意思決定を行う際の議論の過程や決断に至る経過) が問われる時代なので、その面が入っていると良い。

・評価基準 5 - (3) 指定管理料の執行
(委員) 指定管理料の執行だけでなく、予実管理や事業分析の視点も必要で

はないか。
（委員） 予算執行に係る適切な承認プロセスを経て執行されているのかの視点も必要ではないか。

・評価基準 5 - (4) 効果的かつ効率的な運営
（委員） 現在の指定管理料が、指定管理者の経営努力により削減できた場合は、次期の指定管理者の選定時の指定管理料の参考になるのか。
（事務局） 次期指定管理者選定時の公募要項が、現在と変わることもあるため、参考とはならない。

（委員） この項目は、指定管理であるので無駄遣いをせず、効率的に事業を遂行し、市民の皆さんにお返しするという視点のものだと考える。
（委員） 経営努力としての経費削減以上を指定管理者に求めているのであれば、「効果的効率的な運営」の視点だけで良い。

（委員） 指定管理者の課題分析等の結果、指定管理期間中に新たな事業提案を行い、指定管理料に反映させることが可能であれば、効果的な事業運営と言えるのではないか。そういった視点を加えられると良い。

（委員） 指定管理料に自由度はあるのか。
（事務局） 指定管理者選定時の提案に基づいて指定管理料が決まってくるので、提案内容によって自由度が変わる面はある。

(3) 委員会の公開・非公開について
2回目、3回目委員会については非公開とすることとした。